

第4回情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会議事概要

- ・日 時／平成30年5月29日（火） 9：30～11：25
 - ・場 所／県庁502会議室
 - ・出席者／委 員 伊藤委員、稲葉委員、小笠原委員、中山委員、長谷川委員、星川委員、
三澤委員、峯田委員

(欠席 西村委員)
- 事務局 総務部長、総務部次長、改革推進監、行政改革課長、学事文書課文書法制主幹ほか
- 関係部局 情報政策課長、統計企画課長ほか

1. 開 会

- 第4回情報公開・提供の検証、見直し第三者委員会を開会

2. 挨拶

- 総務部長が挨拶した。

3. 協 議

(1) 情報公開・提供の見直しについて

- テーマ2について、資料により事務局から説明があった後、委員が意見等を述べた。
意見交換の後、事務局案のとおり了承

<委員の主な意見等>

テーマ2：文書管理について

(峯田委員) 公文書と個人管理文書の区別の明確化について、何が文書として保存し、何が個人管理文書に該当するのかという、保存のルールを作る予定はあるのか。

(事務局) 個人メモについては国でも取り扱いについて注目されている話題であり、国の検討などを参考に本県でもルールを定めていきたい。

- (峯田委員) 文書管理システムの導入について、いつ導入するか明確にできないか。
- (事務局) 新たな文書管理システムについては、国のシステム、他県で導入されているシステムを研究し、どのようなシステムがよいか検討していくことになるが、本日の会議では、導入の時期までは記載できなかったもので、次回の第5回会議までの間にお示しできるように検討してまいりたい。
- (峯田委員) どのようなシステムになるかということは次回説明を受けることができるのか。
- (事務局) 次回まで整理したい。
- (中山委員) 監査責任者へ報告し、監査責任者が必要と認めた場合監査するとのことだが、「必要と認めた場合」では幅が広いので、どの程度になれば監査するのか決めて欲しい。また、ルール改正時には、解釈によってかなりの文書が廃棄されるということがあるようだが、「これが必要だ」という文書が残るようにお願いしたい。
- (事務局) 一点目についてはすでに導入している熊本県を調べて、どのような場合に監査するか検討してまいりたい。また、2点目についても、必要な書類が安易に廃棄されないような対策をとるよう検討してまいりたい。
- (峯田委員) 公文書と個人管理文書の区別の明確化についてのルールは、この委員会に提出されるのか。公文書として保存されるべき文書は、意思決定に至る経緯に関する文書はすべて公文書として保存すべきなのではないかと思っているので、そのような形でルール化されることを希望する。
- (事務局) 現在国でもルール化を検討しているところなので、次回第5回でどこまで示せるか約束できないが、可能な限り考え方などが示せればと考えている。
- (小笠原委員) 新たな文書管理システムがいくらかかるか、いつ導入されるかわからない状態で、導入前の当面は紙の公文書として管理するとのことだが、紙ではなく（電子データで）保存する技術はあるので、電子データで保存する期間はもう少し早めにしてもいいのではないか。
- (事務局) 現在政府でも紙文書もすべて電子データでも保存するべきではないのかという視点で議論されている。ただそうした場合、一方で電子データを保存するサーバーの容量などの経費の話題もあるので、経費の兼ね合いも含めて検討してまいりたい。
- (峯田委員) 過去の電子データの取扱いに関して、メールやデータが独立して関係するというよりは、紙ベースの文書の決裁に関連して様々なデータが存在するのが実態であろうと思うが、そのような関連する文書を統一して保存すべき期間を定めるべきだと思う。そのような方向性は考えているか。

(事務局) 御指摘いただいた方向で今後考えたい。

(稲葉委員) 第三者機関について、「検討を行う」という方向性となっているが、これは設置するかどうかも含めて検討するという趣旨だとすると、少し消極的ではないか。「検討を行う」だけであるという印象が強い。

(事務局) 次回第5回までには全国調査の結果が出るので、次回までに考え方を示したいと考えている。今は、国と熊本県だけに設置されており、他の都道府県では情報公開・個人情報保護審査会など既存の附属機関でその役割を行っているところがあるが、第三者機関を定めている団体が少数派であるという実態があるので、今回第4回では前向きな方向性は示していない。次回までに調査を進めて検討させていただくということで、記述している。

(伊藤委員長) この委員会でのさまざまな意見について、委員会が終わった後、「いずれやります」とされたことが今後なされていくのかということの検証・チェックのために第三者機関が必要だと思うので、積極的に設置するということを打ち出していきたい。

(峯田委員) 文書管理システムの導入時期がだいぶ先になるという回答があるのであれば、現行のシステムでどのように運用するのも合わせて検討したほうがよいと思う。

(事務局) 御意見として賜りたい。

- テーマ3について、資料により事務局から説明があった後、委員が意見等を述べた。意見交換の後、取扱い範囲は行政が作成した公文書に限るという方向で確認。事務局案のとおり了承

<委員の主な意見等>

テーマ3：歴史公文書の保存について

(中山委員) 選定基準について、将来の山形県が良くなるように、先々を考えて「県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記載されたもの」や「国際交流に関する行政文書」などが残るようにしていただきたい。

(長谷川委員) 山形県の歴史公文書の選定基準のうち「県の歴史、伝統等の文化的遺産に関する文書」や「その他、歴史的又は文化的な資料として価値を有すると認められる文書」は、場合によっては資料が膨大となる可能性もあるので、具体的にどのような文書を選定するのかももう少し深掘すべきではないか。それは、山形県が何を残したいのかということで、場合によって考え方が変わるものなのかもしれないが、考え方自体の変遷も含めて公開して行って欲しい。それに従いその時の判断で残していくべきものを残し、それが公明正大であれば良いのではないか。

(事務局) どのような文書が該当するのかということについて、具体例や解説を付

けるなどしてわかりやすくしていきたい。

(峯田委員) 歴史公文書の選定基準項目の比較について、山形県の基準には「県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されたもの」は該当しないようだが、このような文書は、現在の基準項目のいずれかに解釈して含まれるものなのか。また、最近新聞をにぎわせている旧優生保護法の記録等が、山形県でもだいぶ出てきたと聞いているが、そのような記録は現在の選定基準項目のいずれかに該当するのか。

(事務局) 現在の基準項目のいずれで解釈するのかはもう少し調べる必要がある。新たな項目として追加する必要があるかも含め検討していきたい。また、旧優生保護法関係文書については、現在、歴史公文書として公文書センターには保存していない（現用文書である）ので、これまでは該当していなかったということ。

(小笠原委員) 地方自治法以前の文書の保存状況について、今は歴史公文書冊数が189冊で、書庫保存文書冊数が3,270冊あって、全部ではないとしても移転していくということだが、今後移転を予定している遊学館においてはどの程度、何冊まで保管できる予定となっているか。

(事務局) 来年度移転予定の遊学館2階のスペースについては、移動式の書棚を入れた場合で5千冊がキャパシティとしては最大。遊学館への移転という話題は、見える化委員会の話が立ち上がる前、昨年のうちに内部では方針が固まっていたことであり、書庫保存文書3,270冊、また、選定基準を広げて、毎年度十数冊の収集から今後は毎年何百冊を収集していくということを踏まえずに移転を定めたため、所蔵上限が5千冊となっている。したがって、その先どうするのかということは、今後検討ということになる。そのような経過をたどっているということをご理解いただきたい。

(中山委員) 選定基準項目の比較について、「予算又は決算に関するもの」、「公共事業に関するもの」は、現在の基準項目にないが、現在の基準のいずれかの項目にあてはめて保存されているのか。

(事務局) 基準項目としては起こしていないが、例えば予算決算に関するものは県議会に関する文書に含まれる場合もあるので、分析を行う必要があると思う。

(星川委員) 秋田県の公文書館の利用者数が圧倒的に東北の中で多いが、利用者数が多いということはそれだけ所蔵数量が多いか、利用頻度が高い資料があるということか。利用者がなぜ多いのかという点を参考にしていかないと、歴史公文書について県として保存はしたけれども現実的には利用はないというような自己満足的な話になってしまうので、確認をお願いしたい。

(事務局) 秋田県については図書館と併設されているという状況と、古文書といった歴史公文書以外の資料を所蔵しているものも含んでいる。また、本県のように完全に日常的に使わなくなった文書を引き継ぐのではなく、この先また使う可能性はあるのかもしれないけれどもまずは公文書館の方に引き継いでお

くという取扱いをしている施設もある。そのような施設は所蔵数量がかなり多いという状況もあるので、各県の状況についてこれから調べていきたい。

(星川委員) 古文書等を含んだ数との比較では比較にならないので、純粹に歴史公文書に関する情報とした方が良いのではないかと思うので、検討して欲しい。

(事務局) 所蔵数や閲覧件数を行政文書に限ってということが出来るかわからないが、調べてまいりたい。

(三澤委員) 実際に県民に対してどのような利活用を促すPRを考えているか。

(事務局) まず利活用以前に所蔵数や種類を増やしていく必要があると考えている。そのためには専門家の意見なども必要になってくると思うし、他県でどのような歴史公文書がニーズが高いのかなども調べていく必要があるのではないかと考えている。

(三澤委員) 将来的には(県民の方に)実際に足を運んでいただけてという予定ではあるけれど、現段階ではまだそこまで(計画していない)という理解で良いか。どのようにすれば県民の方に足を運んでいただけるのか、ということを経験者の立場で考えると、その場所がハードルが高いのかなと感じる。例えば利活用の促進のための活動として、センターの機能や利用方法を知るツアーのような取組みを定期的に行って、特にこれが知りたいというわけではないけれどもちょっと足を運んでもいい機会を設けると認知して下さる方が増えるのかな、と感じた。他県では展示や講座といったこともされているとのことなので、将来的に、常に開かれた足を運んでいただけるような具体的な取組みについても考えていただければありがたいと思っている。

(事務局) 今ある千数百冊の中では利活用促進についてなかなか具体的に思い浮かぶ形がないというのが実情。寒河江市にあるのを山形市街の遊学館の中に移ることでひとつ敷居は下がるのではないかと考えられる。今できることから順次やっていこうという状況であり、今後の取組又は今ある資料で何が出来るかということは内部でも考えていき、また、もし御意見があれば教えていただきたい。

(峯田委員) 秋田県についての説明の際に、秋田県は古文書を一緒に所蔵しているため利用者が多いという説明だったが、古文書と歴史公文書は一緒に保管展示しないのか、逆に歴史公文書と古文書はどのように違うのかわからないが、なぜ別々にして別々の施設に行かなければならないのか。今後秋田県のように(古文書なども合わせて)管理して展示してということはできないのか。

(稲葉委員) 関連して、この委員会の資料では、歴史公文書とは公文書であったことが前提となっているが、通常は「公文書等」と言っており、民間から寄託、寄贈など受けたものを含めて、「歴史公文書“等”」にすればよかつたのではないかと思った。もともと公文書でなかったものでも公文書館で受け入れれば山形県の歴史に関する重要な資料などが集まるのではないか。

(事務局) 古文書については、現在は博物館に所蔵されていると思うが、そちらとの線引きなどの整理も必要であり、今はまだ教育委員会とも話をしていないので、今後の課題と考えている。

(稲葉委員) この見える化委員会では、公文書のみ扱えばいいのか。

(事務局) この場の議論では県が作成した文書でお願いしたい。

(星川委員) テーマ3の中では歴史公文書を保存してより県民の方々に使ってもらうという視点で「利活用」という方向性になっていると思うが、古文書などと歴史公文書は“別”ということになると、行政側だけの話であって、市民、エンドユーザー側の話はまた別の話として教育委員会などで利活用をどうするか議論していただいた方が、論点としては明確になっていくと思うので検討いただきたい。

(事務局) 歴史公文書について、公文書のみならず民間の文書についても関連し、また、一緒にやった方が利活用が進むということについて、その方向性については理解できるが、見える化委員会は、行政の情報公開、提供の検証・見直しという切り口で設定させていただいているので、この委員会の検討としては行政の公文書であった歴史公文書の保存、利活用という切り口をメインに据え、御意見としては歴史公文書を保存活用する公文書館においてそのような関連する資料もあった方がいいという趣旨の御意見をいただいたうえで、その点は意見として関連部局に伝えながら、また別の機会を検討を進めていくことにさせていただきたい。

(伊藤委員長) では、このまま歴史公文書の保存ということで進める。

(事務局) 秋田県は隣県なので、全国の数値を調べるのは困難かもしれないが、隣県の状況はきちんとお聞きしたうえで、次回以降に報告させていただく。

○ テーマ4について、資料により事務局から説明があった後、委員が意見等を述べた。意見交換の後、事務局案のとおり了承

<委員の主な意見等>

テーマ4：事故事件が発生した場合の公表

(峯田委員) 7ページの非公表の例示の「模倣犯が出るおそれがある」について、どのような案件を想定しているのか。

(事務局) 事案の手口や技術的な方法まで事細かに公表することによって、それを真似する方が出て来るおそれがある事案については、非公表とすることができるといふこと。具体的に想定している事案はない。

(小笠原委員) 前回、警備員の巡回時間が当たるといふ説明を受けた気がする。

(事務局) 盗難事件が県の施設であった時に、巡回時間や警備体制までは公表で

きないとお答えしたと思う。

- テーマ8について、資料により事務局から説明があった後、委員が意見等を述べた。意見交換の後、事務局案のとおり了承

<委員の主な意見等>

テーマ8：庁内会議の記録の作成・保存

(峯田委員) 記録形態の基準「上記以外の庁内会議」の改善案は、会議録、会議録要旨又は会議概要のいずれを作成するかについて基準がないのか。

(事務局) 今後、「上記以外の庁内会議」を精査した上でルールを決めていきたいと考えている。

- テーマ10について、資料により事務局から説明があった後、委員が意見等を述べた。意見交換の後、事務局案のとおり了承

<委員の主な意見等>

テーマ10：県が保有する行政情報の積極的な提供

(峯田委員) 行政情報センターの業務（ア）のうち米印表示部分について、実施機関から議会が除かれているのはなぜか。また、現在、議会では行政情報の提供は行われているのか。

(事務局) 議会は情報公開条例が別になっており、議会の情報公開・提供については議会が判断して取り組んでいくものと考えている。議会には図書館が設置されており、県議会議員の方々が利用なさっている。一般の方の利用については確認が必要である。そのような形で行政資料を提供する形になっている。

- テーマ11について、資料により事務局から説明があった後、委員が意見等を述べた。意見交換の後、改善案を更新し、次回継続して協議することとなった。

<委員の主な意見等>

テーマ11：オープンデータ（統計情報等）などの推進

(三澤委員) ホームページを拝見したが、オープンデータカタログへのアクセスの仕方がわかりにくい。統計情報データベースはトップページからすぐに入れてわかりやすい。オープンデータカタログは情報政策課のページ内にある。アクセス方法を検討して欲しい。

もう1点。他県のページを見たところ、活用事例やリンクなどが載っていた。山形県では実際に活用された事例はあるか。また、これから事例などを県のホームページで公開していく予定はあるか。

- (事務局) 活用事例は把握していない。推奨データセットのデータ形式の揃え方を
していく中で、データの活用について把握していく。IT 事業者とも意
見交換しながら取り組んでいく。アクセス方法については速やかに検討
を行う。
- (峯田委員) 官民データ活用推進基本法で、県は官民データ活用推進計画の策定が
義務付けられている。山形県の状況はどうか。
- (事務局) 本県では策定していない。全47都道府県のうち、5団体ほどが策定を
終了している。平成32年度までに計画を策定することとされている。県
でも今後の策定を視野に検討を進めている。
- (峯田委員) 官民でデータを活用してより良い社会をつくっていきこうという制度趣
旨を踏まえ、県が単にデータを提供するだけではなく、官民協力して、
データを活用してより良い社会をつくっていくという方向性になってい
るのではないか。
- (事務局) 総務省が毎年発表している情報通信白書の平成29年度のテーマは「ビ
ッグデータ利活用元年」。国が昨年秋に公表したガイドラインを踏まえ、
データを民間と一緒に活用しながら課題解決に繋がるような仕組みづく
りなどに取り組んでいきたい。
- (峯田委員) そうだとすると、検討結果で、データベースを紹介するというだけで
は物足りない。
- (事務局) もう少し時間を頂ければ新しい情報を書き加えられる可能性があるが、
今の段階ではここまでにさせていただきたい。
- (長谷川委員) 私も峯田委員に共鳴するところがある。情報提供の体制を整備する
という面では御提案のとおりだと思うが、一つ物足りなく感じているのが、
情報の受け手の裾野の拡大の部分。第一段階は提供者の体制整備だと思
うが、その次の段階として、情報の受け手の関心を高めて欲しい。それ
がこの委員会ではなく、他の組織の責任の範疇であれば、横の連携をき
ちんとしていただきたい。その点が確認できて初めてこの委員会として
は満足するのではないかと思う。
- (事務局) 都道府県の官民データ活用推進計画については、策定に向けた検討を
行っているところ。来月辺りに策定についての判断ができると思う。
- (事務局) 第5回見える化委員会に追加することは可能なので、検証結果を次回
更新するような形でお示しさせていただく。「横串」(テーマを横断して
の利活用の推進)についても次回に何らかの考えをお示ししたい。
- (星川委員) 全国的には RESAS (リーサス：地域経済分析システム)を使うことが
多いが、古いデータも入っている。オープンデータは県のデータなので、
リアルタイムに情報を更新していくことができるのではないか。また、
庁内の横串だけでなく、35市町村とも足並みを揃えていただき、山形県

の RESAS として活用できるものを作っていたらどうか検討して欲しい。

(小笠原委員) コンピュータが判読可能なデータ形式とスマホアプリによる活用が可能なデータ、PCで編集できるデータ形式の違いを教えてください。また、エクセルをスマホアプリで見るのは難しいと思うが、その関係性はどうか。

(事務局) エクセルデータをスマホで活用するのは難しいので、最低限 csv というカンマ区切りのデータに落とし込む必要がある。xml などの機械寄りのフォーマットに置き換えていくことが必要。

(小笠原委員) csv 形式のファイルはスマホですぐに見れるのか。

(事務局) スマホで読み取り、見える化することができる。例えば、csv に緯度、経度のデータを投入し、マップ上で表示することも可能。

(事務局) 人がスマホの画面で見るということではなく、スマホのアプリのプログラムでデータを吸い取り、活用できる形にしやすいのは csv だということ。色々な情報の活用局面に適した形式で提供したいという話をしている。

(小笠原委員) ということは、同じ情報でも何種類かデータを作って公開していくことになるのか。

(事務局) オープンデータカタログはコンピュータが判読可能なものにシフトすることで進めていきたい。一方、統計情報は、基本的に人がすぐに統計情報を引き出して今後の将来予測等に活用するものなので、pdf を excel 形式等の二次加工が可能なデータ形式にしていく。オープンデータと統計データという二つのスタイルの中でもファイル形式が変わっていくことになると思う。

(3) その他

○ 次回は、本日協議いただいた①「文書管理」についての改善案と②「オープンデータ」の更新した改善案、③「横串」(テーマを横断しての利活用の推進)について、また、新たに④「災害が発生した場合の公表」の検証結果と改善案などについて、議論いただく予定

4. 閉 会 (終了 11:25)

○ 次回の委員会の日程について連絡した。